様式第１号

OSAKAサステナブル畜産認証制度申請書

年　月　日

大阪府知事　様

申請者　　住所

（法人、組織にあっては、主たる事務所の所在地）

　　　　　氏名

（法人、組織にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

　OSAKAサステナブル畜産認証制度実施要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。なお、認証を受けるに当たっては、別添自己点検シートに則ってサステナブルな生産に取り組むとともに、OSAKAサステナブル畜産認証制度実施要綱を遵守します。

また、認証後、本制度のＰＲを目的として、認証内容（農場の名称、農場の所在地、畜種）について、大阪府ホームページに公開することに同意します。

記

１　農場の名称

２　農場の所在地

３　畜種（生産物）

４　添付書類

OSAKAサステナブル畜産自己点検シート

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別記Ⅰ）

OSAKAサステナブル畜産認証制度　自己点検シート

各項目の内容を確認し、達成している場合はチェック欄にレ点を記入してください。

農場名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | チェック |
| １.農場管理に関すること | | |
| 1 | 【農場管理の見える化】  ・農場の概要（施設情報、見取り図、生産工程、生産計画）を文書化して  いるか  ・農場の管理点（※）について把握し、記録しているか  ・農場への苦情や農場内での事故等があった場合、内容及び再発防止策に  ついて記録しているか  （※）商品管理、飼養管理、動物用医薬品管理、飼料管理、家畜排せつ物  処理、労働安全、労務管理などを指す | □ |
| 2 | 【経営者の責任】  ・農場管理の方針（部門責任者の配置、権限の付与）を定めているか  ・農場の管理点について自己点検を行い、不適合だった点について改善を  図っているか  ・食の安心安全、環境保全、作業者の労働安全と人権保護、家畜の快適性  に配慮した飼養管理、知的財産の保護について農場全体で意識の醸成を  図っているか | □ |
| 3 | 【人権の尊重と労務管理】  ・労働者の人権に配慮した適切な労務管理がなされているか  ・労働条件、労働環境、労働安全等について文書化しているか  ・労働者が、農場主へ意見を伝えやすい環境作りがなされているか  ・外国人労働者を雇用している場合は、就労可能かの確認や理解できる言  語で労働条件を提示しているか | □ |
| 4 | 【教育訓練、入場者への注意喚起】  ・作業者が、農場ルールを把握し、作業に必要な力量を身につけれるよう  教育訓練（法令で必要な資格の保有、講習の受講を含む）などを行って  いるか  ・作業者が外国人の場合は、理解できる言語や表現で伝えているか  ・入場者に対して、農場入口にルールを掲示するなど注意喚起を行ってい  るか | □ |
| 5 | 【外部組織の管理】  ・生産工程の一部を外部委託している場合、委託内容を適切に把握してい  るか  ・委託先が、自らの農場方針と同様に、食の安心安全、環境保全、作業者  の労働安全と人権保護、家畜の快適性に配慮した飼養管理を行ってい  ることを確認しているか | □ |
| 6 | 【商品管理】  ・出荷した畜産物の個体情報を確認できるなどトレーサビリティの仕組み  があるか  ・苦情や異常があった場合、その対応や再発防止策が確立され、定期的な  見直しを行っているか | □ |
| 7 | 【生産工程におけるリスク管理】  ・生産工程における「食品安全」及び「家畜衛生」に関するリスクを抽出  しているか  ・重要度の高いリスク項目について、リスクを予防、低減するための対策  を定期的に検討しているか  ・放射性物質により汚染された生産物を出荷しないよう取り組んでいるか | □ |
| 8 | 【作業者及び入場者の衛生管理】  ・健康状態（発熱、下痢など）に異常があった場合、生産物へ触れるエリ  アの立入を禁止するなど衛生管理のルールが整備されているか  ・作業者が、必要時に手洗いやトイレの利用ができる環境になっているか  ・喫煙、飲食をする場所を定め、生産物への影響や火災がないよう配慮し  ているか | □ |
| 9 | 【労働安全管理及び事故発生時の対応】  ・作業者のけがや事故を防ぐための対策がなされているか  ・危険作業を伴う場合、安全を確保するため、作業者が十分な教育、訓  練、法令に基づく講習など条件を満たしているか  ・事故、火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるため、発生時の対応（手順や連絡網）を整備しているか  ・事故防止のため、設備及び機械の点検や適切な使用に取り組んでいるか  ・法令において労働災害補償に関する保険加入が強制的に必要な場合に  は、その保険に加入しているか  ・定期的に労働安全管理について取組内容を確認し、改善に努めているか | □ |
| 10 | 【設備、機械等の管理】  ・設備、機械等について定期的に点検、整備、清掃、洗浄、消毒を行って  いるか  ・動物用医薬品以外の毒物、劇物及び農薬がある場合、識別表示するなど  区別し、適正に保管しているか | □ |
| 11 | 【エネルギー等の管理、地球温暖化防止】  ・火災等の発生に備え、燃料等の適切な保管、管理がなされているか  ・燃料等の使用量を把握し、機械の省エネルギー対策に取り組んでいるか | □ |
| 12 | 【廃棄物の管理及び資源の有効活用】  ・生産工程で発生した廃棄物について、適正な処理を行っているか | □ |
| 13 | 【周辺環境、生物多様性への配慮】  ・騒音や悪臭などの環境問題へ対策を行っているか  ・生物多様性に配慮した鳥獣被害対策を行っているか | □ |
| ２.家畜の飼養管理に関すること | | |
| 14 | 【家畜の飼養管理（家畜衛生）】  ・飼養衛生管理基準を遵守しているか  ・獣医師や家畜保健衛生所の指導内容に基づき、改善を行っているか | □ |
| 15 | 【家畜の飼養管理（アニマルウェルフェア）】  ・アニマルウェルフェアを意識した飼養環境の改善に取り組んでいるか  ・獣医師の指示の下、安楽死を決定した場合、適切な対応を行っているか  ・家畜の輸送時は、不要な苦痛、ストレスを与えないよう取り組んでいる  　か | □ |
| 16 | 【家畜排せつ物の管理】  ・家畜排せつ物法を遵守し、適切な管理に努めているか  ・周辺環境へ排せつ物による汚染を防ぐよう取り組んでいるか | □ |
| 17 | 【動物用医薬品の管理】  ・動物用医薬品を適正に使用し、管理、記録を行っているか  ・動物用医薬品の有効期間、使用期限を確認し、適正に保管しているか  ・抗菌性物質の使用低減に努め、薬剤耐性対策に取り組んでいるか | □ |
| 18 | 【動物用医薬品、注射針の残留防止】  ・畜産物や食肉に動物用医薬品が残留しないよう、休薬期間中の畜体の取  扱い（例：休薬期間中の出荷ではないことの確認など）が適切に行って  いるか  ・食肉への注射針残留を防ぐため、注射針残留に気づく仕組みがあるか | □ |
| 19 | 【水の管理】  ・家畜に水道水以外の水を給与する場合、給与する水源を把握し、消毒す  る等適切な対策を行っているか  ・水が畜産物や環境の汚染源とならないよう処理、排水を行っているか | □ |
| 20 | 【精液、受精卵、導入家畜の管理】  ・精液、受精卵、家畜を導入した場合、導入記録（伝票など）を保管して  いるか | □ |
| 21 | 【飼料の管理】  ・飼料の調達先、内容を把握し安全確保に取りくんでいるか  ・飼料の受入記録を保管しているか  ・飼料の品質の劣化、病原微生物や抗菌性物質の意図しない混入防止に取  り組んでいるか | □ |
| 22 | 【敷料の管理】  ・安全な敷料を使用し、適宜敷料の交換を行っているか | □ |
| 23 | 【識別管理】  ・家畜を個体もしくは群/畜舎で識別管理ができているか | □ |
| ３.専用項目（生乳の場合） | | |
| 24 | 【生乳の汚染防止】  ・生乳処理施設内は整理、清掃され、野生動物の侵入防止対策を行ってい  るか  ・搾乳装置（搾乳器具、バルククーラーなど）を定期的に洗浄、殺菌、点  検、記録を実施しているか  ・搾乳作業前後に手指消毒を行っているか  ・休薬期間中など出荷できない生乳への対応手順が整理されているか | □ |
| 25 | 【生乳の温度管理】  ・バルククーラーが農場で定めた温度であるか否か確認し、記録している  　か  ・異常値を示した場合への対応手順が整理されているか | □ |
| ４.専用項目（鶏卵の場合） | | |
| 26 | 【鶏卵の汚染防止】  ・鶏卵の保管場所の整理、清掃、動物（ネズミなど）の侵入防止対策を行  っているか  ・集卵前後の手指消毒を行っているか  ・不適合な卵（ヒビや破損など）への対応手順が整理されているか | □ |

＜備考＞

・各項目で達成しているか否か判断が難しい場合は、家畜保健衛生所に相談してくださ

い。